

別還付金支払決定日がある場合における同項（同号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号イ中「であつて、かつ」とあるのは「である場合において」と、「金額である場合には」とあるのは「金額であるときは」と、「を除く。」とあるのは「を除く。」とし、当該還付金の額の基礎となる金額が所得税法第百二十条第一項第六号又は第百二十三条第二項第七号に掲げる金額に相当する金額であるときは、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第一条の規定による改正前の所得税法第百五十九条第四項の規定による期間の日数とする。」とする。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百五十二条 第二十二条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（以下この条において「新輸徴法」という。）第二十二条第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に同項に規定する者に對して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該者に對して当該調査に係る第二十二条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（以下この項において「旧輸徴法」という。）第二十二条第一項の規定による質問又は検査を行つていたものに限る。以下この項及び第三項において「経過措置調査」という。）に係るもの

を除く。）について適用し、同日前に旧輸徴法第二十二条第一項に規定する者に対して行つた質問又は検査（経過措置調査に係るものと含む。）については、なお従前の例による。

2. 新輸徴法第二十二条第二項、第四項（同条第二項に係る部分に限る。）及び第六項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される同条第二項に規定する物件について適用する。

3. 新輸徴法第二十二条第五項及び第六項（同条第五項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に同条第一項に規定する者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（経過措置調査に係るものと除く。）について適用する。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う
経過措置）

第一百五十三条 第二十二条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下この条において「新国外送金等調書法」という。）第四条第二項及び第四項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十六年一月一日以後に提出すべき同条第一項に

規定する国外送金等調書について適用する。

- 2 新国外送金等調書法第四条第三項及び第四項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十六年一月一日以後に提出する同条第三項に規定する光ディスク等について適用し、同日前に提出した第二十二条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（次項及び第四項において「旧国外送金等調書法」という。）第四条第二項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

- 3 平成二十六年一月一日前において旧国外送金等調書法第四条第二項の規定に基づき受けた同項に規定する税務署長の承認については、新国外送金等調書法第四条第三項の規定に基づき受けた同項に規定する税務署長の承認とみなして、同項の規定を適用する。

- 4 新国外送金等調書法第五条第一項及び第三項の規定は、平成二十四年一月一日以後に同条第一項に規定する国外送金等調書を提出する義務がある者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該義務がある者に対して当該調査に係る旧国外送金等調書法第五条第一項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この条において「経過措置調

査」という。)に係るものと除く。)について適用し、同日前に旧国外送金等調書法第五条第一項に規定する国外送金等調書を提出する義務がある者に対して行つた質問又は検査（経過措置調査に係るもの）を含む。)については、なお従前の例による。

5 新国外送金等調書法第五条第二項、第四項（第二項に係る部分に限る。）及び第六項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される同条第二項に規定する物件について適用する。

6 新国外送金等調書法第五条第五項の規定は、平成二十四年一月一日以後に同条第一項に規定する国外送金等調書を提出する義務がある者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（経過措置調査に係るものと除く。）について適用する。

(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正に伴う
経過措置)

第一百五十四条 第二十三条の規定による改正後の一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（次項において「新特別措置法」という。）第十九条第一項（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七及び第七十四条の八（国税に係る共通

的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分を除く。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に同項において準用する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第一号イからニまでに規定する者に対して行う同条の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取（同日前から引き続き行われている調査（同日前にこれらの者に対して当該調査に係る第二十三条の規定による改正前の一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（以下この項において「旧特別措置法」という。）第十九条第一項の規定による質問、検査又は採取を行つていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るもの）を除く。）について適用し、同日前に旧特別措置法第十九条第一項各号に規定する者に対して行つた同項の規定による質問、検査又は採取（経過措置調査に係るもの）を含む。）については、なお従前の例による。

2 新特別措置法第十九条第一項（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七及び第七十四条の八（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十四年一月一日以後

に提出される国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に規定する物件について適用する。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百五十五条 第二十四条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定は、施行日以後に同項の登記をする同条第一項に規定する特例民法法人について適用する。

(所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第一百五十六条 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)の一部を次のように改正する。

附則第一百二十二条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

(健康保険法等の一部改正)

第一百五十七条 次に掲げる法律の規定中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百五十三条第一項第十号
- 三 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の三第五項
- 四 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第一百八十九条の二第六項
- 五 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項第三号、第六条第一号、第三十二条の二第一項及び第三十五条第二項
- 六 石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）第二十四条（見出しを含む。）
- 七 關稅法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の二、第二条の四、第七条の五第一号ト、第七条の十
二第一項第一号イ、第七条の十四第三項、第七条の十六第五項、第八条第五項、第九条の六第一項、第十条、第十二条、第十三条の四、第十四条の二第二項、第十四条の三第二項及び第七十七条の二第四項
- 八 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第一百条の四第一項第三十号
- 九 とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第十条第二項
- 十 特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）第八条第三項及び第九条

十一 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）第八条第二号

十二 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第一百九条の四第一項第二十三号

十三 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条、第十一条、第十五条第一項、第三十二条、第四十七条、第六十七条第四項、第九十条第三項、第一百十四条、第一百五十五条第一項、第一百五十二条、第一百五十八条第一項、第一百五十九条、第一百七十一条、第一百八十四条及び第一百八十五条

十四 自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百一号）第一条及び第八条第四項

十五 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十五条

十六 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）

第十二条第四項

十七 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第七十二条

十八 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に

関する法律（昭和四十八年法律第七十号）第六条第四項

十九 湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講すべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成三年法律第二号）第四条、第八条、第二十条、第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条第一項、第四十二条及び第四十四条第一項の表国税通則法の項

二十 法人特別税法（平成四年法律第十五号）第一条、第六条及び第十八条

二十一 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第二条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第四項、第二十六条、第二十九条第三項、第三十二条第二項、第三十九条第一項及び第四十条

二十二 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条

二十三 財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十一条第二項及び第二十二条第二項

二十四 国家公務員倫理法（平成十一年法律第一百二十九号）第八条第二項

二十五 自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）第八条第二項

二十六 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）別表国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の項及び同表国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の項

二十七 破産法（平成十六年法律第七十五号）第九十七条第五号

二十八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第三十二条の二第一項第二号

二十九 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第十二条第一項第七号

三十 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）

第十六条第一項第四号

三十一 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第十三条第一項第二号

三十二 稟税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十一年法律第八号）第二条第一項及び

第十二条第二項

（地方自治法の一部改正）

第一百五十八条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 稟税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「並びに第三十七条第一項の表の第十二号の上欄」及び「並びに第六十五条の七第一項の表の第十三号の上欄」を削り、同項第二号中「第三十一条の二第二項第十五号二」を「並びに第三十一条の二第二項第十五号二に規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十四号の二に規定する指定の事務」に、「第六十三条第三項第七号イ及びロ並びに」を「並びに第六十三条第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十四号の二に規定する指定の事務」に改める。

（資産再評価法の一部改正）

第一百五十九条 資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第六項、第五十六条第七項、第五十七条、第五十九条第一項、第六十四条、第七十一条第四

項、第七十七条の二、第八十二条の二第二項及び第八十九条中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第一百一条第一項中「（国税通則法）」を「（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律）」に改める。

（卸売市場法の一部改正）

第一百六十条 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第七十三条を次のように改める。

第七十三条 削除

（農村地域工業等導入促進法の一部改正）

第一百六十一条 農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条及び第九条 削除

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第一百六十二条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第一百六十三条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「七年」を「九年」に、「として」を「と、「所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは「所得の金額」として」に改める。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第一百六十四条 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第五項の表第十五条第一項の項を削る。

（会社更生法の一部改正）

第一百六十五条 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二百六十四条第五項中「千分の一（それぞれ資本金の額又は吸収分割により増加した資本金の額のうち、同法別表第一第二十四号（ト又はチの税率欄に規定する部分に相当する金額に対応する部分については、千分の三・五）」を「千分の三・五」に改める。

（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第一百六十六条 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第一百六十七条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

(罰則に関する経過措置)

第一百六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。